

(4) 都道府県との事業の共催

講師や会場設営に係る経費、資料印刷代等については県が負担する。

県・市町村パートナーシップ事業	
宮城県環境生活部男女共同参画推進課	
TEL	022-211-2568
FAX	022-211-2392
メールアドレス	danjyo@pref.miyagi.jp
ホームページ	http://www.pref.miyagi.jp/danjyo/

① 目的

県内の市町村における男女共同参画の推進状況は、その取り組みにばらつきが見られる。

男女共同参画の推進は地域の実情に応じ地域住民に密着した取り組みが求められることから、市町村と共催し啓発事業等を実施し、市町村における男女共同参画施策の推進を支援する。

② 制度の概要

- 実施市町村 2市町村
- 事業内容 講演会、シンポジウム等啓発事業
- 事業費の負担 開催経費にかかる講師謝金及び講師旅費を県が負担する。
- その他 事業実施に当たっては、みやぎ女性人材開発セミナー修了生の活動促進を図るため、地域の女性リーダーと連携し企画・運営にあたる。

男女共同参画地域連携フォーラム	
栃木県生活環境部女性青少年課	
TEL	028-623-3074
FAX	028-623-3150
メールアドレス	josei@pref.tochigi.jp
ホームページ	http://www.pref.tochigi.jp/josei/index0.html

① 目的

豊かで活力のある「男女共同参画社会」実現のために、県、市町村、関係団体等の連携の下に「男女共同参画地域連携フォーラム」を開催し、男女共同参画社会づくりに向けて、各地域での取組が促進され、気運が醸成されることを目的とする。

② 事業の内容

- (1) 開催会場の市町村を含む広域市町村圏を構成する市町村が中心となって実施委員会を立ち上げ、開催について企画から実施までを行う。
- (2) 実施委員会は市町村女性団体、栃木県男女共同参画地域推進員、ボランティア等が中心となって構成する。
- (3) フォーラムの内容は、栃木県男女共同参画推進本部の報告、県民による男女共同参画に関する活動事例の発表を必須とするが、その他の内容等（講演会等）については実施委員会をととして決定する。
- (4) 参加者は広く県民に呼びかけるが、原則として、開催会場のある広域市町村圏に住む一般県民を対象とする。

③ 実施時期

平成17年度

芳賀地区（真岡市） 平成18年1月28日（土）

栃木地区（大平町） 平成18年2月25日（土）

④ その他

市町村講座等の協力事業	
神奈川県県民部人権男女共同参画課	
TEL	045-210-1111（内線3642）
FAX	045-210-8839
メールアドレス	jinkendanjo.0216@pref.kanagawa.jp
ホームページ	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/jinkendanjo/index.htm

○女性問題出張講座

県民の利便性を考慮し、市町村と連携（共催）し、地域に出向いて行う、地域の実情に応じた男女共同参画問題に関する講座

年1回開催（2日間）

対象：県民

○女性の人権に関する講座

地域の実情に応じた女性の人権に関する出張講座（市町村と連携（共催）して実施し、固定的な役割分業意識の解消等を推進する。）

年3回開催（各2日間）

対象：県民

○女性創業基礎講座（起業家入門講座地域版）

女性の社会進出と自立を推進するため、市町村と連携（共催）し、起業に必要な基礎知識やノウハウの修得を通じ、女性起業家を育成する講座

年1回開催（6日間）

対象：起業をめざす女性30名

○男女共同参画施策推進者養成研修講座

県市町村の男女共同参画推進事業を担当する職員の能力向上を図る研修

年2回開催（各1日）

対象：県・市町村行政職員

地域男女共同参画行政推進事業

神奈川県県民部人権男女共同参画課	
TEL	045-210-1111（内線3642）
FAX	045-210-8839
メールアドレス	jinkendanjo.0216@pref.kanagawa.jp
ホームページ	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/jinkendanjo/index.htm

① 目的

各地域において、男女共同参画に関する認識を高めることによって、性別に基づく固定的な慣習・慣行の見直しを進めることを目的として、啓発事業を、地域県政総合センターと管内市町村の共催等により、実施する。

② 制度の概要

- ・ 対象者 県民
- ・ 対象事業 講座、セミナー等
- ・ 制度の内容

- 地域県政総合センターと管内市町村の共催等により、実施。
- 地域県政総合センターから、市町村への経費の補助

市町村啓発事業
富山県生活環境部男女参画・ボランティア課 TEL 076-444-3137 FAX 076-444-3479 メールアドレス danjosankaku2@pref.toyama.lg.jp ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/index.html

① 目的

男女共同参画社会の実現をめざして、市町村における男女共同参画の推進を支援するため、県と市町村の共催による啓発活動を開催する。

② 制度の概要

・対象者

県内市町村（市町村教育委員会）

・制度の内容

市町村において、地域フォーラム等の啓発事業を企画し、県と共催により実施するもの。来年度、県との共催による啓発事業を希望する市町村は、募集期間中に企画書を県に提出する。県は、企画書の内容を検討して、共催実施市町村を1カ所に決定する。役割の分担としては、県は講演会の講師の手配、市町村はその他となる。経費については講師謝金および講師旅費については県が、その他は市町村が負担する。

・募集期間

平成17年秋ごろ。

協働推進事業（地域カレッジ、チャレンジ支援協働講座、県民企画公募講座）
静岡県生活・文化部男女共同参画室 TEL 054-221-3122 FAX 054-221-2642 メールアドレス danjyo@pref.shizuoka.lg.jp ホームページ http://www.pref.shizuoka.jp/seibun/sb-08/danjo1.htm

① 目的

○地域カレッジ

市町村や地域団体等と連携して講座を実施し、地域住民の意識の浸透を図ることにより、県下全域で男女共同参画への意識変容を図る。

○チャレンジ支援協働講座

他部局や団体等と協働で、チャレンジをテーマに事業を実施する。

○県民企画公募講座

県民、民間団体等のアイデアを活用し、併せて団体・個人の育成を図る

② 制度の概要

・対象者

○地域カレッジ 市町村、地域団体等

○チャレンジ支援協働講座 企業、団体等

○県民企画公募講座 県民、民間団体等

・制度の内容

○地域カレッジ

県内3地区において、地域の課題に対応したテーマで、市町村や地域団体と協働で講座を開催する。県は講師選定について助言を行うほか、講師謝金や旅費を負担する。

○チャレンジ支援協働講座

労働部局や21世紀職業財団等との協働により講座を開催する。

○県民企画公募講座

タイムリーなテーマで企画公募し、協働で事業実施。

・募集期間（平成17年度の場合）

○地域カレッジ

6月～8月

○チャレンジ支援セミナー

講座の開催に合わせて募集

○県民企画公募講座

6月～7月

③ その他特記事項

○地域カレッジ

市町村担当者のためのセミナーで講座企画の手法等を学んだ市町村職員が、講座で学んだことを地域において実践する機会と位置づけている。

男女共同参画地域フォーラム事業

岡山県生活環境部男女共同参画課 TEL 086-226-7313 FAX 086-225-2949 メールアドレス danjosankaku@pref.okayama.lg.jp ホームページ http://www.pref.okayama.jp/
--

① 目的

開催を希望する市町村と共催で、講座やワークショップを開催し、男女共同参画について問題を提起し、知識を高め、行動できるグループ作りを目指す。

② 制度の概要

・対象者

県内市町村

・制度の内容

○男女共同参画推進に向けた講座

○講師報償費、講師旅費については県が負担し、その他については市町村が負担する。

・募集期間

年度当初

はばたき展開事業

徳島県県民環境部男女共同参画課 TEL 088-621-2203 FAX 088-621-2831 メールアドレス danjokyoudousankakuka@pref.tokushima.lg.jp ホームページ http://www.pref.tokushima.jp/

① 目的

県下全域への男女共同参画施策の啓発及び浸透を図るため、女性の活動交流拠点として設置している徳島県男女共同参画プラザ“はばたき”の機能を県内各地に移動する。

② 制度の概要

・対象者

実施及び近隣市町村住民

・対象事業

移動講座と相談業務

・制度の内容

実施を希望する市町村、関係団体と県が共催で実施する。

・募集期間

5月～6月(実施時期は、原則として8月から2月の間)
実施回数(4回程度・希望市町村ごとに各1回)

2 市区町村住民が男女共同参画推進に関する取組を行う場合に活用できる支援制度

(1) 経済的支援

① 住民の事業に対する支援

商店街活性化コミュニティ施設活用事業
経済産業省中小企業庁商業課 TEL 03-3501-1929 FAX 03-3501-7809 メールアドレス ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/

① 目的

商店街の空き店舗に保育サービス施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営することにより、空き店舗の解消と少子高齢化社会への対応等を図り、商店街に賑わいを創出することで、商店街等の活性化を図ることを目的とする。

② 制度の概要

・対象者

商店街振興組合、TMO、社会福祉法人、NPO等

・対象事業

商店街に立地する空き店舗を賃借して、保育サービス施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営することで商店街等の活性化を図る事業

・制度の内容

事業実施する際に必要な経費(賃貸料、改装費等)の一部について、最長3年間補助する

・募集期間

各経済産業局にお問い合わせください

いわて男女共同参画地域活動推進事業
岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課 TEL 019-629-5346 FAX 019-629-5354 メールアドレス AC0006@pref.iwate.jp ホームページ http://www.pref.iwate.jp/~hp0313

① 目的

岩手県内の地域において自らが事業を企画・実施する民間団体・グループによる男女共同参画社会の形成のため啓発活動等の事業を行う場合の経費に対して補助を行うことを目的とする。

② 制度の概要

・対象団体

(1) 構成員の半分以上が女性であること。

(2) 代表者及び事務担当者が明確であること。

(3) 政治上又は宗教上の組織に属さないものであること。

(4) 営利活動を主な活動目的としないものであること。

・対象事業

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革に関する事業

(2) 女性の参画拡大における男女共同参画の推進に関する事業

(3) 労働の場における男女共同参画の推進に関する事業

(4) 家庭・地域における男女共同参画の推進に関する事業

(5) 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処に関する事業

(6) その他男女共同参画社会の形成に寄与すると知事が認める事業

・制度の内容

補助額 事業費の1/2以内で、10万円を限度

・募集期間(平成17年度の場合)

平成17年4月8日から平成17年5月20日

NPO企画提案事業
秋田県生活環境文化政策課地域活動支援室 TEL 018-860-1519 FAX 018-860-3892 メールアドレス npo@mail2.pref.akita.jp ホームページ http://www.pref.akita.jp/seikatu/npo/ca03b.htm

① 目的

NPOとの協働推進の一環として、行政とは異なる視点で地域の課題に取り組んでいるNPOからの事業の提案を受け、県と協働で実施するもので、委託事業として、NPOの特性(先駆性や専門性)を活かした公益性の高い事業を対象とする。

② 制度の概要

・対象者

県内に活動拠点を置き、県内で活動するNPO(法人格の有無は問わない)(NPO法人の場合は主たる事務所または従たる事務所を設置していること)

・対象事業

事業分野の特定はしない。県の事業として実施するので、他の範となる先導的事业、公益性の高い事業を対象とする。

・制度の内容

限度額 概ね1事業あたり100万円程度

・募集期間(平成17年度の場合)

平成16年12月～平成17年1月

地域のきらめき発掘事業
秋田県生活環境文化政策課地域活動支援室 TEL 018-860-1519 FAX 018-860-3892 メールアドレス npo@mail2.pref.akita.jp ホームページ http://www.pref.akita.jp/seikatu/npo/ca03b.htm

① 目的

県民自らが発想した夢を実現することにより、県民の